

## 奈良県交通安全対策会議及び交通安全計画について

関係法令：交通安全対策基本法  
(昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号)

：奈良県交通安全対策会議条例  
(昭和 45 年 12 月 21 日奈良県条例第 24 号)

### 1 設置根拠（交通安全対策基本法第 16 条第 1 項）

奈良県交通安全対策会議は、国の中央交通安全対策会議に対応するもので、交通安全対策基本法（以下「基本法」という。）第 16 条第 1 項により昭和 45 年に設置された。

### 2 所掌事務（同法第 16 条第 2 項）

- (1) 交通安全計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施を推進すること。
- (3) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

### 3 組織構成（同法第 17 条第 1 項）

- (1) 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。
- (2) 会長は、都道府県知事をもって充てる。（同条第 2 項）（構成員名簿参照）
- (3) 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。（同条第 3 項）（構成員名簿参照）
  - ・ 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定行政機関の長又はその指名する職員（同項第 1 号）
  - ・ 都道府県教育委員会の教育長（同項第 2 号）
  - ・ 警視總監又は道府県警察本部長（同項第 3 号）
  - ・ 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者（同項第 4 号）
  - ・ 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が命じる者（同項第 6 号）
- (4) 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。（同条第 4 項）（構成員名簿参照）

## 4 交通安全計画

### (1) 交通安全基本計画の作成（同法第22条第1項）

交通安全基本計画は、交通安全対策基本法第22条に基づき、内閣総理大臣を会長とする中央交通安全対策会議が作成するもので、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等が定められている。

昭和46年以降5年ごとに作成しており、今回で12回目となる。

※ 第11次計画：令和3年度～令和7年度までの5年間（現在実施中）

※ 第12次計画：令和8年度～令和12年度までの5年間

### (2) 都道府県交通安全計画の作成（同法第25条第1項）

都道府県知事を会長とする都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画に基づき、都道府県交通安全計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）を作成しなければならない。

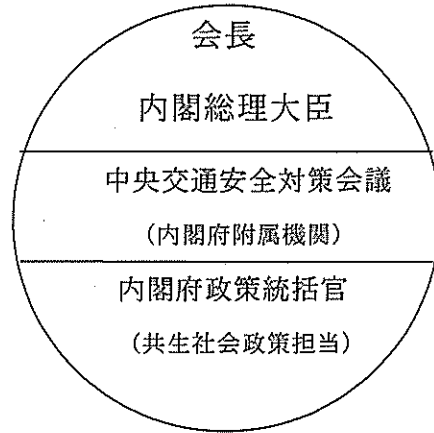
### (3) 市町村交通安全計画の作成（同法第26条第1項）

市町村長を会長とする市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

# 奈良県交通安全対策会議

資料 1 - 2

## (1) 組織図



|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 委<br>員      | 指定行政機関の長          |
| 特<br>別<br>類 | 関係行政機関の長<br>学識経験者 |
| 幹<br>事      | 指定行政機関の職員         |

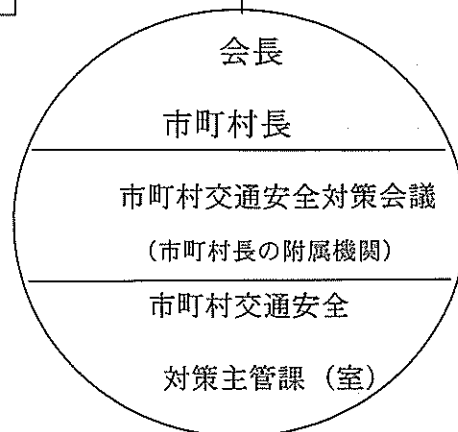
昭和 4 5 . 6 . 8 設置

| 事 務                       |
|---------------------------|
| 1 交通安全計画の作成とその実施の推進       |
| 2 陸上交通の安全に関する総合的施策の企画の審議等 |
| 3 県、指定地方行政機関、市町村相互間の連絡調整  |



|             |                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 委<br>員      | 副知事、指定地方行政機関の長<br>県教育長、県警察本部長、<br>県関係部長、警察本部関係部長、<br>市町村の代表<br>消防機関の代表<br>1 6 人 |
| 特<br>別<br>類 | 西日本旅客鉄道(株)大阪支社長<br>1 人                                                          |
| 幹<br>事      | 委員の属する機関の職員<br>3 3 人                                                            |

昭和 4 5 . 1 2 . 2 1 設置



|             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 委<br>員      | 国・県の関係出先機関の長、<br>市町村教育長、地元警察署長、<br>市町村の役員 |
| 特<br>別<br>類 | 公共的機関の役員                                  |
| 幹<br>事      | 委員の属する機関の職員                               |

凡例】※ 指定行政機関の長

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁

※ 指定地方行政機関の長

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、都道府県労働局、経済産業局、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、管区气象台、沖縄气象台

## 交通安全計画体系

## 【5ヶ年計画】

|   |          |                                                                  |
|---|----------|------------------------------------------------------------------|
| 国 | 交通安全基本計画 |                                                                  |
|   | 根拠       | 交通安全対策基本法第22条第1項                                                 |
|   | 作成       | 中央交通安全対策会議                                                       |
|   | 内容       | 1 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱<br>2 交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 |

## 【単年度計画】

|          |                                                                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通安全業務計画 |                                                                                                     |
| 根拠       | 交通安全対策基本法第24条第1項                                                                                    |
| 作成       | 指定行政機関の長                                                                                            |
| 内容       | 1 当該年度において指定行政機関が講ずべき施策<br>2 都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項 |



基づいて

|      |            |                                                                                            |
|------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都道府県 | 都道府県交通安全計画 |                                                                                            |
|      | 根拠         | 交通安全対策基本法第25条第1項                                                                           |
|      | 作成         | 都道府県交通安全対策会議                                                                               |
|      | 内容         | 1 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱<br>2 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 |



抵触しない

|              |                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 都道府県交通安全実施計画 |                                                                       |
| 根拠           | 交通安全対策基本法第25条第3項                                                      |
| 作成           | 都道府県交通安全対策会議                                                          |
| 内容           | 毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画 |



基づいて

|     |           |                                                                                          |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市町村 | 市町村交通安全計画 |                                                                                          |
|     | 根拠        | 交通安全対策基本法第26条第1項<br>(必要がある場合)                                                            |
|     | 作成        | 市町村交通安全対策会議又は市町村長                                                                        |
|     | 内容        | 1 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱<br>2 市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 |



抵触しない

|             |                                               |
|-------------|-----------------------------------------------|
| 市町村交通安全実施計画 |                                               |
| 根拠          | 交通安全対策基本法第26条第4項<br>(必要がある場合)                 |
| 作成          | 市町村長                                          |
| 内容          | 市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画 |

## 交通安全対策基本法抜粋

(都道府県交通安全対策会議の組織等)

第十七条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 都道府県教育委員会の教育長

三 警視總監又は道府県警察本部長

四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員

六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(都道府県交通安全計画等)

第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

## ○奈良県交通安全対策会議条例

昭和四十五年十二月二十一日

奈良県条例第二十四号

奈良県交通安全対策会議条例をここに公布する。

## 奈良県交通安全対策会議条例

## (趣旨)

第一条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第十七条第五項の規定に基づき、奈良県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長)

第二条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (委員及び特別委員)

第三条 知事の事務部局の職員のうちから指名される委員並びに市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員は、それぞれ十人以内及び四人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(昭六二条例一六・一部改正)

## (幹事)

第四条 会議に幹事三十五人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

## (庶務)

第五条 会議の庶務は、知事の事務部局において処理する。

## (議事等)

第六条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（昭和六二年条例第一六号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

## 附 則（平成一七年条例第一二）

この条例は、公布の日から施行する。

## 奈良県交通安全対策会議構成員

| 会 長      奈 良 県 知 事 |                                 |                          |                                             |
|--------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------|
|                    | 機 関 名                           | 委      員                 | 幹      事                                    |
|                    |                                 | 職      名                 | 職      名                                    |
| 1号                 | 近 畿 管 区 警 察 局                   | 広 域 調 整 部 長              | 広 域 調 整 第 二 課 長                             |
|                    | 近 畿 経 済 産 業 局                   | 総 務 企 画 部 長              | 総      務      課      長                      |
|                    | 奈 良 地 方 気 象 台                   | 台                      長 | 防      災      管      理      官               |
|                    | 奈 良 労 働 局                       | 局                      長 | 労 働 基 準 部 健 康 安 全 課 長                       |
|                    | 近 畿 地 方 整 備 局                   | 局                      長 | 奈 良 国 道 事 務 所 長                             |
|                    | 近 畿 運 輸 局                       | 総      務      部      長   | 安 全 防 災 ・ 危 機 管 理 課 長                       |
|                    |                                 |                          | 奈 良 運 輸 支 局 長<br>奈良運輸支局首席運輸企画専門官            |
|                    | 近 畿 総 合 通 信 局                   | 総      務      部      長   | 総      務      部      企 画      課      長      |
| 2号                 | 奈 良 県 教 育 委 員 会                 | 教      育              長  | 体      育      健      康      課      長        |
|                    |                                 |                          | 教 育 研 究 所 教 育 支 援 部 長                       |
| 3号                 | 奈 良 県 警 察 本 部                   | 本      部              長  | 交      通      企      画      課      長        |
|                    |                                 |                          | 交      通      規      制      課      長        |
|                    |                                 |                          | 交      通      指      導      課      長        |
|                    |                                 |                          | 運      転      免      許      課      長        |
| 4号                 | 奈      良      県                 | 副      知              事  | 広      報      広      聴      課      長        |
|                    |                                 |                          | 防      災      統      括      室      長        |
|                    |                                 |                          | 消      防      救      急      課      長        |
|                    |                                 | 地 域 創 造 部 長              | 県 民 く ら し      課      長                     |
|                    |                                 |                          | こ      ど      も      家      庭      課      長 |
|                    |                                 |                          | 地      域      福      祉      課      長        |
|                    |                                 | 県 土 マ ネ ジ メ ン ト 部 長      | 地 域 包 括 支 援 課 長                             |
|                    |                                 |                          | 障      害      福      祉      課      長        |
|                    |                                 |                          | 地 域 医 療 連 携 課 長                             |
|                    |                                 | 警 察 本 部 交 通 部 長          | 県 産 材 利 用 推 進 課 長                           |
|                    |                                 |                          | 観      光      力      創      造      課      長 |
|                    |                                 |                          | 農      村      振      興      課      長        |
| 6号                 | 市              長              会 | 会                      長 | 事      務      局              長              |
|                    | 町              村              会 | 会                      長 | 事      務      局              長              |
|                    | 奈 良 県 消 防 長 会                   | 会                      長 | 警 防 ・ 防 災 部 会 長                             |
| 特別                 | 西 日 本 旅 客 鉄 道 ( 株 )             | 近 畿 統 括 本 部 阪 奈 支 社 長    | 近 畿 統 括 本 部 安 全 推 進 部 課 長                   |